別記様式第２号（第２条関係）

法　 人 　調 　書

|  |  |
| --- | --- |
| 法人の名称 |  |
| 事業の状況 | 事業の種類 | 区分 | 農業 | 左記農業に該当しない事業の内容 |
| 生産する農畜産物 | 関連事業等の内容 |
| 現在（実績又は見込み） |  |  |  |
| 権利取得後（予定） |  |  |  |
| 売上高 | 事業年度 | 農業 | 左記農業に該当しない事業 |
| ３年前（実績） | 円 | 円 |
| ２年前（実績） |  |  |
| １年前（実績） |  |  |
| 申請年(実績又は見込み) |  |  |
| ２年目（見込み） |  |  |
| ３年目（見込み） |  |  |
| 構成員の状況 | 農業関係者 | 氏名又は名称 |  | 議決権の数 | 構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況 |
| 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 株主総会 | 種類株主総会 | 農地等の提供面積 | 農業への年間従事日数 | 農作業の委託の状況 |
| 権利の種類 | 面積 | 直近実績 | 見込み |
|  |  |  |  |  |  | ａ | 日 | 日 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 農業関係者の計 |  |  | その法人が行う農業に必要な年間総労働日数：　　　　日 |
| 農業関係者以外の者 | 氏名又は名称 |  | 議決権の数 | 氏名又は名称 |  | 議決権の数 | 議決権の数の総合計及び農業関係者の割合 |
| 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 株主総会 | 種類株主総会 | 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 株主総会 | 種類株主総会 |
| 件％ | 株主総会 | 種類株主総会 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 農業関係者以外の者の計 |  |  |  |  |
| 理事等の状況 | 氏名 | 住所 |  | 役職 |  |
| 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 農業への年間従事日数 | 必要な農作業への年間従事日数 |
| 直近実績 | 見込み | 直近実績 | 見込み |
|  |  |  |  |  | 日 | 日 | 日 | 日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 重要な使用人の状況 | 氏名 | 住所 |  | 役職 |  |
| 国籍等 | 在留資格又は特別永住者 | 農業への年間従事日数 | 必要な農作業への年間従事日数 |
| 直近実績 | 見込み | 直近実績 | 見込み |
|  |  |  |  |  | 日 | 日 | 日 | 日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他参考となるべき事項 |  |

添付書類

１　法人の定款又は寄附行為の写し

注　共通事項

１　「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含むこと。

(１)　その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ　農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ　農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ　農業生産に必要な資材の製造

オ　農作業の受託

カ　農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ　農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(２)　農業と併せて行う林業

(３)　農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

２　「国籍等」は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記入するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記入すること。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記入すること。

法人の名称

３　「法人の名称」欄は、名称を省略せず、略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記入すること。

事業の状況

＜農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項第１号関係＞

４　「事業の状況」は、農地所有適格法人である法人が記入すること。

５　「事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50％を超えると認められるものの名称を記入すること。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50％を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記入すること。

６　「売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記入し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記入すること。

「１年前」から「３年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前３事業年度分をそれぞれ記入し（実績のない場合は空欄）、「申請年」から「３年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする３事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記入すること。

構成員の状況

＜農地法第２条第３項第２号関係＞

７　「構成員の状況」は、全ての構成員（その法人が、農事組合法人にあっては組合員、株式会社にあっては株主、持分会社にあっては社員をいう。以下同じ。）について記入すること（農地法第３条第３項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする法人（以下「農地所有適格法人以外の法人」という。）にあっては、記入を要しないこと。）。

なお、書ききれない場合は、別紙を使用すること。

８　構成員であることを証する書類として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付すること。なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号。以下「投資円滑化法」という。）第５条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付すること。

９　「農業関係者」は、農地法第２条第３項第２号イからチまでのいずれかに該当する構成員（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、円滑投資法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく関連事業者等）について記入すること。

なお、円滑投資法第５条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記入すること。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記入すること。

また、法人が農業経営基盤強化促進法第16条の３第１項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第16条の５に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付けること。

10　「農業関係者」及び「農業関係者以外の者」の「国籍等」欄は、所有権を移転する場合のみ記入すること（ただし、総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者に限る。）。

11　「議決権の数」及び「議決権の数の総合計及び農業関係者の割合」は、法人が株式会社である場合のみ記入し、「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株主を発行している場合に記入すること。

12　農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「農業関係者」の「農地等の提供面積」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃貸権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記入すること、

13　「その法人が行う農業に必要な年間総労働日数」欄には、労務管理や市場開拓等も含め１年間に必要となる延べ労働日数を記入すること。

14　「農業関係者の計」及び「農業関係者以外の者の計」は、法人が株式会社である場合に、それぞれの議決権の数の計を株主総会、種類株主総会に分けて記入すること。

15　「議決権の数の総合計及び農業関係者の割合」は、法人が株式会社である場合に、上段に総合計を、下段に農業関係者の割合を株主総会、種類株主総会に分けて記入すること。

理事等の状況、重要な使用人の状況

＜農地法第２条第３項第３号及び第４号並びに同法第３条第３項第３号関係＞

16　「理事等の状況」は、全ての理事等（その法人が、農事組合法人にあっては理事、株式会社にあっては取締役、持分会社にあっては業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の農業への従事状況を記入すること。

なお、書ききれない場合は、別紙を使用すること。

17　「重要な使用人の状況」については、理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第８条に規定する日数（原則60日）以上従事する者がいない場合にのみ記入すること。

なお、書ききれない場合は、別紙を使用すること。

18　「理事等の状況」及び「重要な使用人の状況」の「国籍等」欄は、所有権を移転する場合のみ記入すること。